

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

秋田工業高等専門学校

・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。

・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。

・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、

まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、

当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。

なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。

（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）

記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。

・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。

・関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	秋田工業高等専門学校
2. 所在地	秋田市飯島文京町1-1
3. 学科等の構成	準学士課程：創造システム工学科 専攻科課程：生産システム工学専攻, 環境システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻, 環境システム工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名： ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：826人 教員数：専任教員58人 助手数：0人
(2) 特徴	
<p>【沿革】</p> <p>秋田工業高等専門学校（以下「秋田高専」とする。）は国立高専の第3期校として昭和39年4月1日に設立された。工学系の高等教育機関に対する秋田県、秋田市などの行政、および地元産業界の強い要望により秋田市に誘致された。設立当時の構成学科は機械工学科、電気工学科、工業化学科の3学科であり、学生定員は各40名の計120名であった。5年後の昭和44年4月1日には土木工学科が設置され、1学年4クラス体制となった。平成4年4月1日には工業化学科を物質工学科に改組し、さらに翌平成5年4月1日には土木工学科を環境都市工学科に改組した。平成6年4月1日には専攻科（生産システム工学専攻、環境システム工学専攻）が設置された。平成13年から平成15年にかけて科学技術教育棟竣工と大規模な校舎の改修工事が行われ、平成13年4月1日には地域共同テクノセンターが設置された。平成16年4月1日に独立行政法人化し、電気工学科が電気情報工学科に名称変更された。平成29年4月1日に創造システム工学科に改組し、1学科4系8コース制を導入し、現在に至っている。</p> <p>秋田高専は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」ことを目的とした工学系の学校で、技術者の育成を主な使命としている。校訓は「創造・誠実・責任（3S）」、「健康・研究・協働（3K）」であり、教育理念は、①自立した人間形成、②新しいことへ挑戦する心、③自由な発想を実現する創造力の育成である（自立・挑戦・創造）。校訓、教育理念をもとに、教育および研究を通じて、地域を含む世界の産業界発展に貢献し、かつ、よりよい環境の創成に寄与する人材を養成することを目指している。</p>	

【特徴】

秋田高専の教育は、中学校卒業から5年間の準学士課程と、その後2年間の専攻科課程からなる。準学士課程では「学際領域を含めて高度な知識を有しており、技術課題に対して最善な解決策を提案し、それを実現していく創造性豊かな技術者」、専攻科課程では準学士課程における教育の基礎の上に、「より高度な工業に関する知識及び技術を教授研究し、優れた創造的開発能力を備えた実践的工業技術者」の養成を目指している。

準学士課程では、理数系に興味をもち、技術者の資質のある中学校卒業生を積極的に受け入れ、教育を行っている。中学校卒業後の5年間一貫教育の中で、低学年では人文科学系や自然科学系などの基礎科目に重点をおき、学年が進むにしたがい専門科目の授業時間が増えるくさび型教育を行っている。近年の国際化に対応すべく英語教育に力を入れており、TOEICスコアの平均点の向上と400点以上の学生の割合の増加が顕著である。

専攻科課程では、講義は10名前後の少人数で行われることが多く、複合領域にも対応できるよう科目群が配置されている。また、専攻科課程の学生は研究を行うことが求められており、教員から直に1対1の指導を受け、卒業論文をまとめ、学会発表を行う。故に、専攻科課程の学生は準学士課程での教育を基礎に、少人数教育という恵まれた教育環境の中で、さらに高度な内容を学ぶことができる。また、国際分野で活躍できる技術者を育成するために、平成21年度より海外提携校と学術交流協定を結び、交換留学を行っており、フランス、フィンランド、およびベトナムから多数の短期留学生の受け入れと学生の派遣を行っている。

秋田高専はこれまで約7千7百名の実践的技術者を輩出し、毎年、ほぼ全員が各学科および各専攻の専門性を活かすことができる進路に進んでおり、多岐に亘る分野で活躍している。また、準学士課程卒業生の約4割の学生が進学し、専攻科課程の学生においても毎年大学院へ進学者を出している。地元企業との地域連携も活発であり、1992年に産学協力会を発足し、会員企業による県内企業を知る会を開催している。また、平成27年度には文部科学省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)に地元大学と連携して参画した。発展的に令和元年度からグローカル人材育成会を立ち上げ、卒業研究発表会において国内企業と学生、教職員との交流を図っている。

平成30年度にKOSEN（高専）4.0イニシアティブ（国際化の加速・推進）に秋田高専から申請した「5ヶ月間の長期海外技術研修を核としたくさび型グローバルエンジニア育成事業」が採択された。本事業の3つの取り組みは、①4,5年における5ヶ月間の長期海外技術研修を中心に行う「グローバルエンジニアプログラム」、②1～3年における国際教養大学と連携した集中講義（English Village）を行う「グローバル基礎プログラム」、③中学3年生に早期技術者教育を行う「中学＆高専エンジニアリングキャンプ」である。海外留学先の候補となる学術交流協定校は令和3年度時点で8ヶ国18校を数え、今後さらに増える予定である。令和元年7月9日に事業の点検を行い、今後も事業を推進していく予定である。

II 目的

1. 目的
本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

（秋田工業高等専門学校学則第1条）

2. 学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的

学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

「学際領域を含めて高度な知識を有しており、技術課題に対して最善な解決策を提案し、それを実現してゆく創造性豊かな技術者」の育成を目指し、以下のような技術者の育成を目的とする。

- (1) 地球環境や人間社会と技術の調和を視野に入れて人類の幸福を考え、技術者倫理を理解し、責任ある行動のとれる技術者
- (2) 生産の現場に不可欠な実践的かつ専門的な知識と技術を有する技術者
- (3) 自ら問題を発見・解決する能力を備え、生涯に亘って自ら学ぶことのできる自己啓発型技術者
- (4) 産業社会におけるグローバル化に対応するため、正しい日本語で表現（記述・口述・討論）し、かつ国際的に通用するプレゼンテーション能力を持つ技術者
- (5) 複雑で多岐に亘る工業技術分野に貢献できる技術を有し、融合複合領域にも対応できる能力を備えた技術者

（秋田工業高等専門学校学則第7条の2）

3. 系・コースの養成しようとする人物像

（機械系）

機械工学のあらゆる基礎を習得し、機械システムコースと知能機械コースのいずれかに関する専門性を持つことにより、融合複合領域の専門知識を有し、ものづくり経験を蓄積して物事の本質を見極め、新しい物と技術を生み出す技術者として、創造的で効率的な社会生産活動を協働して行うことができる。

（機械システムコース）

機械工学のあらゆる基礎を習得し、ものづくり経験を蓄積して物事の本質を見極め、新エネルギー・自動車・航空機・産業・素材加工に関する高度な技術要請に柔軟に対応して先進的な物と機能を生み出すことができる。融合複合領域の専門知識を有し、創造的で効率的な社会生産活動を協働して行うことができる。

（知能機械コース）

機械工学および電子、情報、制御に関する基礎を習得し、ものづくり経験を蓄積して物事の本質を見極め、医療機械、福祉機械のようなニーズにしっかりと対応して

新たなタイプの知能機械を生み出すことができる。融合複合領域の専門知識を有し、創造的で効率的な社会生産活動を協働して行うことができる。

(電気・電子・情報系)

電気エネルギーと情報通信の有効活用に関して基盤となる電気情報工学分野の知識を習得して、電気および情報通信を利用する融合複合領域の専門知識を統合し、課題解決のための方法を模索・実行するとともに新しい技術を生み出すことができる。

(電気エネルギー・システムコース)

新しい電子材料の創製と、電子回路およびエレクトロニクスデバイス、電気回路、電気エネルギー、電気-機械変換など、持続的発展型社会の基盤となる電気エネルギーの発生と供給、それを利用する機器とシステムに関する専門知識を有する実践的創造能力を発揮することができる。

(情報・通信ネットワークコース)

ソフトウェア技術を中心としたコンピュータから情報ネットワークなど、高度情報化社会の基盤となる情報処理と通信などの情報システムに関する専門知識を有する実践的創造能力を発揮することができる。

(物質・生物系)

物質・生物に係る基礎専門知識を習得し、高機能マテリアルの創製や物質循環に係る元素・生物資源の転換利用など、最先端技術に対応できる柔軟な思考力と創造力、実践力を身に付けており、さらに、医農工連携などの融合複合領域に関する専門知識を修得して、グローバル展開する産業の中で活躍できる。

(マテリアル・プロセス工学コース)

有機化学、無機化学、分析化学、物理化学などの基礎専門知識を兼ね備え、機能性マテリアルの合成や評価、工業化された製造プロセスの運転・最適化など、最先端の融合分野に深く関わる高度な実践的技術を有し、持続可能な社会の実現に貢献することができる。

(バイオ・アグリ工学コース)

生物化学、分析化学、分子生物学などの基礎専門知識を兼ね備え、生物を活用した有用物質の生産や評価、バイオマスの変換利用など、最先端のバイオテクノロジーに深く関わる高度な実践的技術を有し、持続可能な社会の実現に貢献することができる。

(土木・建築系)

道路、橋梁、河川、港湾、宅地造成地などの防災と保全技術、建築・都市に関する計画とデザイン、設計、およびこれら社会基盤の施工と維持管理のための技術を総合的に理解して、融合複合領域の専門知識を有し、課題解決のための方法を探し出し実行できる。

(国土防災システムコース)

社会基盤の防災と保全技術を支える実践的かつ専門的な知識と技術を理解し、課題解決のための方法を模索・実行することができる。

(空間デザインコース)

建築および都市に関して、実践的かつ専門的な知識と技術を理解し、課題解決のための方法を模索・実行することができる。

(本科ディプロマポリシー)

4. 専攻科の目的

専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より高度な工業に関する知識及び技術を教授研究し、すぐれた独創的開発能力を備えた実践的工業技術者を養成し、もって広く産業の発展に寄与することを目的とする。

(秋田工業高等専門学校学則第41条)

5. 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的

各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

(1) 生産システム工学専攻は、複合領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる機械・電気情報システム工学の「総合力・システム思考能力を有する創造性豊かな技術者」の養成

(2) 環境システム工学専攻は、自己の専門領域を超え、環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた物質・環境システム工学の「総合力・システム思考能力を有する創造性豊かな技術者」の養成

(秋田工業高等専門学校学則第41条の2)

6. 各専攻の養成しようとする人物像

(生産システム工学専攻)

生産システム工学専攻では、準学士課程で修得した基礎および専門技術に加え、機械工学、電気情報工学を基礎とした精密加工、システム工学、熱流体エネルギー、応用力学、エレクトロニクス、情報、制御、新素材などを含む先端科学技術に深く関わるより専門的な学術分野に精通するとともにプレゼンテーション能力を身につけ、技術者として国際分野で活躍できる。

(環境システム工学専攻)

環境システム工学専攻では、準学士課程で修得した基礎および専門技術に加え、物質・材料工学、環境都市工学を基礎とした無機材料、有機材料、微生物工学、水環境工学、環境地盤工学、環境地域計画学などを含む先端科学技術に深く関わるより専門的な学術分野に精通するとともにプレゼンテーション能力を身につけ、技術者として国際分野で活躍できる。

(専攻科ディプロマポリシー)

III 基準ごとの自己評価等

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るために教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1-1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 (改善への取組については1-1-④で分析する。) ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。 			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 満たしていると判断する 			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。		◇実施の方針が明示されている規程等	
■ 定めている		資料1-1-1-(1)-01 自己点検・評価実施要項	学校として毎年点検する項目（資料1-1-1-(3)-01の別表1）と定期的に点検する項目（資料1-1-1-(3)-02の別表2）を定めている。
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。		◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）	
■ 整備している		資料1-1-1-(2)-01 PDCAサイクル	資料1-1-1-(1)-01自己点検・評価実施要項に自己点検・評価は主に自己点検・評価委員会、分析評価委員会、アンケート対応実施専門部会によって推進され、外部評価は運営協議会が行うことが示されている。運営会議が学校全体を統括している。これらの点検・評価により学校として把握された事項は必要に応じて各委員会で対策や改善案が審議される。
		資料1-1-1-(2)-02 自己点検・評価委員会規則	
		資料1-1-1-(2)-03 分析評価委員会規則	
		資料1-1-1-(2)-04 アンケート対応実施専門部会要項	
		資料1-1-1-(2)-05 運営会議規則	

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 設定している	資料1-1-1-(2)-06 運営協議会規則	運営協議会は資料1-1-1-(1)-01自己点検・評価実施要項で外部評価として位置づけられている。
	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）	
	資料1-1-1-(1)-01 自己点検・評価実施要項	再掲
	資料1-1-1-(3)-01 自己点検・評価実施要項別表1	
	資料1-1-1-(3)-02 自己点検・評価実施要項別表2	

【重点評価項目】

観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

【留意点】

- 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。
自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューション・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。
- 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。）
- 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料1-1-1-(3)-02 自己点検・評価実施要項別表2 資料1-1-2-(1)-01 「教務関係ガイダンスの周知と認知に関するアンケート」の依頼文書 資料1-1-2-(1)-02 「学生による教育と達成度評価」の依頼文書 資料1-1-2-(1)-03 「学生による授業評価」の依頼文書 資料1-1-2-(1)-04 「卒業・修了生の学力や能力に関する調査」の依頼文書 ◇担当組織、責任体制がわかる資料 資料1-1-1-(3)-02 自己点検・評価実施要項別表2		再掲
(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） 資料1-1-2-(2)-01 秋田高専における自己点検・評価に関する実施年度		

	<p>◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。</p> <p>自己点検・評価はこれまで5年ごとに実施し、報告書としてまとめていた。しかし、実施頻度が間隔が空きすぎることからデータや資料を用いた自己点検・評価は確認を毎年行い、すべての項目についての自己点検・評価は認証評価に合わせて7年ごとに行うこととなった。</p>	
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料 資料1-1-2-(3)-01 秋田工業高等専門学校ホームページ自己点検評価・外部評価	

	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所	
	資料1-1-3-(1)-10 令和2年度分析評価委員会報告書	
	資料1-1-3-(1)-11 令和3年度度第1回自己点検・評価委員会議事要旨	
(2)自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可）	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所	
【在学生の意見聴取】	資料1-1-3-(2)-01 学習環境に関する評価を踏まえた自己点検・評価	学習環境に関する評価に対応
■ 学習環境に関する評価	資料1-1-3-(2)-02 教育・学習の達成度に関する評価を踏まえた自己点検・評価	進級時学生、卒業（修了）時学生による教育・学習の達成度に関する評価および卒業（修了）後の学生、卒業（修了）後の進路先による学習成果の効果に関する評価
■ 学生による授業評価	資料1-1-3-(2)-03 外部有識者の検証を踏まえた自己点検・評価（運営協議会報告書）	オープンキャンパスなど中学生への広報活動について外部有識者（運営協議会）より指摘があり、資料1-1-3-(2)-04のように自己点検・評価委員会で検討された。
■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(2)-04 外部有識者の検証を踏まえた自己点検・評価	外部有識者（運営協議会）の指摘を受けて自己点検・評価委員会でオープンキャンパスなどを広報活動について検討した。
□ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(2)-05 学生による授業評価	学生による授業評価に対応。今後、分析評価委員会の審議を経て自己点検・評価委員会で審議する予定である。
□ その他	資料1-1-3-(2)-06 「改善を要する点」への対応（自己点検・評価項目の見直し）	教育活動に関する第三者評価(機関別認証評価)に対応
【卒業（修了）時の意見聴取】		
■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価		
□ 卒業（修了）時の学生による満足度評価		
□ その他		
【卒業（修了）後の意見聴取】		
■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価		
■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価		
□ その他		
【外部評価】		
■ 外部有識者の検証		
■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）		
□ 設置計画履行状況調査		
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記 ◇と同様に該当箇所を明示すること。	

【重点評価項目】

観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。
1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。
- 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	<p>◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）</p> <p>資料1-1-1-(2)-01_PDCAサイクル</p> <p>資料1-1-1-(1)-01_自己点検・評価実施要項</p>		
		自己点検・評価は自己点検・評価委員会、分析評価委員会、アンケート対応実施専門部会によって主に推進される。点検・評価内容は運営会議でも報告され、必要に応じて各委員会に対応を依頼する体制ができている。自己点検・評価項目の見直しは自己点検・評価委員会、広報活動については広報・地域交流委員会が対応する。アドミッション・ポリシーは前回の認証評価受審時では入学者選抜委員会、教務委員会が対応した。	再掲
(2)前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	<p>◇対応状況がわかる資料</p> <p>資料1-1-4-(2)-01_「改善を要する点」への対応（学校の目的に関する見直し）</p> <p>資料1-1-3-(2)-06_「改善を要する点」への対応（自己点検・評価項目の見直し）</p> <p>資料1-1-4-(2)-02_「改善を要する点」への対応（アドミッションポリシーの見直し）</p> <p>資料1-1-4-(2)-03_「改善を要する点」への対応（アドミッションポリシーの見直し）</p>	<p>前回の指摘事項は4つの基準から学校の目的（基準1）、アドミッション・ポリシー（基準4）、自己点検・評価の評価基準・評価項目（基準9、基準11）の3つである。これら3つについて見直しを検討した。</p> <p>目的についてはJABEEと統一する方針で提案されたが、その後の学科改組とJABEE資格返上の話が出たことによって棚上げとなった。</p> <p>自己点検・評価委員会で自己点検・評価項目の見直しを審議した。</p> <p>入学者選抜委員会でアドミッション・ポリシーの見直しを審議した。</p> <p>教務委員会でアドミッション・ポリシーの見直しを審議した。</p>	再掲

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01_自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所	中学生へのPR活動について外部有識者（運営協議会）より指摘があった。運営協議会議事録pp.11-12(資料内ページ番号19-20)参照。	
△評価結果を受けた改善の取組がわかる資料 資料1-1-4-(3)-02_自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいた改善に向けた取り組み	△評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-02_自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいた改善に向けた取り組み	外部有識者（運営協議会）の指摘を受けて広報・地域交流員会において広報活動について審議した。	

1 - 1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし	

評価の視点	
1 - 2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	

（準学士課程）	
観点 1 - 2 - ① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】	

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（=学習者=学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のII目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令 （法）第117条 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）	
--	--

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01 本科三つの方針		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書IIに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
- （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01 本科三つの方針		
			再掲
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している □ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
- 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01 本科三つの方針		
			再掲
(2)入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
		「学力の3要素」のうち、「1知識・技能」、「2思考力・判断力・表現力等の能力」は求める学生像の1に対応し、「3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」は求める学生像の4と5に対応している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
（専攻科課程）			
観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 （法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 資料1-2-4-(1)-01 専攻科三つの方針		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン
(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 資料1-2-4-(1)-01 専攻科三つの方針		

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している			
	◆ その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している <input type="checkbox"/> その他			
	◆ その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。

関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2、第177条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） <input type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 資料1-2-4-(1)-01_専攻科三つの方針		
(2) 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3) 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 明示している			

(4)入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5)受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
		「学力の3要素」のうち、「1知識・技能」、「2思考力・判断力・表現力等の能力」は求める学生像の1に対応し、「3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」は求める学生像の2と3に対応している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点

1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【留意点】

○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） 資料1-1-1-(2)-02_自己点検・評価委員会規則		
(2)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検し、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績） 資料1-3-1-(2)-01_令和3年度度第1回自己点検・評価委員会議事要旨		

1 - 3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
基準1			
優れた点			
特になし			
改善を要する点			
特になし			

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	<p>◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-1-1-(1)-01_秋田工業高等専門学校学則（第7条～第7条の2）</p> <p>資料1-2-1-(1)-01_本科三つの方針</p> <p>以上の資料に述べられた方針と学科構成は整合性を有している。</p>		
			再掲

観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	<p>◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料</p> <p>資料2-1-2-(1)-01_秋田工業高等専門学校学則（第40条～第43条）</p> <p>資料1-2-4-(1)-01_専攻科三つの方針</p> <p>◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。</p>	第40条～第43条	再掲

<p>以上の資料に述べられた方針と学科構成は整合性を有している。</p>			
<p>観点 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。</p> <p>【留意点】なし。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01_秋田工業高等専門学校教務委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-02_秋田工業高等専門学校学生委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-03_秋田工業高等専門学校入学者選抜委員会規則		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01_令和2年度秋田工業高等専門学校教務委員会議事要旨		
	資料2-1-3-(2)-02_令和2年度秋田工業高等専門学校学生委員会議事要旨		
	資料2-1-3-(2)-03_令和2年度秋田工業高等専門学校入学者選抜委員会議事要旨		
<p>2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p> <p>該当なし</p>			

評価の視点

2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
(例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
(例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。
- (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ■ 博士の学位 □ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） □ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） □ 海外経験	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 資料2-2-1-(5)-01 「教員公募例」		

■ その他	資料2-2-1-(5)-01に示すように、教員の公募に際しては博士の学位取得者又は取得見込みであることを要件としている。また、本校は実務経験のある方など多様なキャリアを有する教員の採用を推進しており、選考に際しては民間企業経験等を含め総合的に判断して採否を決定している。実際に、教員の8割以上が博士の学位取得者であり、7割以上が実務経験を有している。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。 資料2-2-1-(5)-01に示すように教員の公募に際しては女性を優先的に採用することとしている。また、外国人の応募を積極的に募り、本校の国際化の一助となる人材の確保に努めている。	資料2-2-1-(5)-01 備考 (3), (4)

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
(例) 目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)

本校の専攻科は平成27年4月から大学改革支援・学位授与機構より特例適用専攻科として認定されており、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ■ 適切に確保している	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	【様式2-3】担当教員一覧表等 ◆左記について、資料を基に記述する 様式2-3に示すとおり、教員の専門分野と担当する授業科目は適切に対応している。		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

■ 担当が適切である	【様式 2-3】担当教員一覧表等		

観点 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令（設）第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
■ 配慮している	資料2-2-3-(1)-01 「教職員の年齢構成」	https://www.akita-nct.ac.jp/school/soshiki/	
	資料2-2-1-(5)-01 「教員公募例」		再掲
	資料2-2-3-(1)-02 「令和元年度・2年度教員採用・昇任状況」	資料2-2-1-(5)-01 求人内容【募集する職名・人員】	
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	教員の年齢に著しく偏りが出ないよう、教員公募の際には職名等を指定し、それに応じた年齢の教員を採用している。また、令和2年度に採用された6名はいずれも20～30代であり、よりバランスの取れた構成になるよう配慮している。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
■ 教育経験	資料2-2-3-(1)-01 「教職員の年齢構成」	教育経歴－資料2-2-1-(5)-01 応募資格（1）	再掲
■ 実務経験	資料2-2-1-(5)-01 「教員公募例」	実務経験－資料2-2-1-(5)-01 備考（2）	再掲
■ 男女比		男女比－資料2-2-3-(1)-01, 資料2-2-1-(5)-01 備考（3）	
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
■ 学位取得に関する支援	資料2-2-3-(3)-01 「学位取得に関する支援(高専機構就業規則)」		
□ 任期制の導入	資料2-2-3-(3)-02 「国立高等専門学校機構教員顕彰実施要項」		
□ 公募制の導入	資料2-2-3-(3)-03 「秋田工業高等専門学校教職員顕彰要項」		
■ 教員表彰制度の導入	資料2-2-3-(3)-04 「令和3年度教員別時間割（前期）」	資料2-2-3-(3)-04 授業のない曜日を設定し、研究時間を確保している	

<input type="checkbox"/> 企業研修への参加支援 <input checked="" type="checkbox"/> 校長裁量経費等の予算配分 <input checked="" type="checkbox"/> ゆとりの時間確保策の導入 <input type="checkbox"/> サバティカル制度の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 他の教育機関との人事交流 <input type="checkbox"/> その他	資料2-2-3-(3)-05 「高専・両技科大間教員交流制度実施要項」 資料2-2-3-(3)-06 令和元年9月4日運営会議資料（校長裁量経費等）	
	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	

2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし

評価の視点

2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
■ 整備している	資料2-3-1-(1)-01 「秋田工業高等専門学校教員業績評価実施要項」		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		

	資料2-3-1-(1)-02 「国立高等専門学校機構教職員給与規則第18条」	業績評価の結果を、国立高等専門学校機構教職員給与規則第18条1項の「勤務成績」として考慮している。	
	資料2-3-1-(1)-03 「教員の業績評価依頼文書」	資料2-3-1-(1)-03は全教員を対象に業績評価の実施を依頼した際の文書。教員はresearchmapの入力・更新と教員業績シートの作成を行い、それを基に校長が評価を行う。	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。	資料2-3-1-(1)-04 2020年度予算編成方針	2(1)①教育研究基盤経費において、科研費申請・採択状況が配分比率に反映されている。	
■ 実施している			
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可）	資料2-3-1-(1)-02 「国立高等専門学校機構教職員給与規則第18条」	業績評価の結果を、国立高等専門学校機構教職員給与規則第18条1項の「勤務成績」として考慮している。	再掲
■ 給与における措置	資料2-3-1-(1)-04 2020年度予算編成方針		再掲
■ 研究費配分における措置	資料2-2-3-(3)-02 「国立高等専門学校機構教員顕彰実施要項」		再掲
□ 教員組織の見直し	資料2-2-3-(3)-03 「秋田工業高等専門学校教職員顕彰要項」		再掲
■ 表彰			
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	校長は、毎年各教員のresearchmapデータ等を基に業績を6段階で評価する。令和2年度はそれに加え、全教員との面談を行い評価した。評価結果は賞与、昇給、研究費配分、昇任、校内分掌等の判断材料とするほか、各表彰制度への応募候補者とするなど活用している。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
■ 実施している	資料2-3-1-(4)-01 「秋田工業高等専門学校非常勤講師採用基準」	採用時に人事委員会にて略歴及び業績等について評価を行っている。	
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-02 「人事委員会議事要旨R2.10.7」		

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

- (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令（設）第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-3-2-(1)-01_「秋田工業高等専門学校人事委員会規則」 資料2-3-2-(1)-02_「秋田工業高等専門学校教員の選考について」		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） □ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-2-1-(5)-01_「教員公募例」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		再掲
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 資料2-2-3-(1)-02_「令和元年度・2年度教員採用・昇任状況」 (1)の基準を踏まえ、本校の現状と将来構想に基づき、十分な教育・研究能力を保有しているか確認した上で採用・昇格を行っている。		再掲
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 資料2-3-1-(4)-01_「秋田工業高等専門学校非常勤講師採用基準」		再掲

2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
特になし		
評価の視点		
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。		
観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。		
【留意点】なし。		
関係法令（設）第17条の4		
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。		
■ 満たしていると判断する		
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 資料2-4-1-(1)-01 「秋田工業高等専門学校FD・SDに関する規則」	
■ 整備している		第5条のとおり、FDに関する庶務は学生課教務係、SDに関する庶務は総務課人事係において処理する。
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料2-4-1-(1)-01 「秋田工業高等専門学校FD・SDに関する規則」	
		再掲
(2) 定期的にFDを実施しているか。	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料2-4-1-(1)-02 「令和2年度FD・SD実績報告(R3.5.12運営会議資料)」	
■ 実施している		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等 資料2-4-1-(1)-02 「令和2年度FD・SD実績報告(R3.5.12運営会議資料)」	
		再掲
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 資料2-4-1-(3)-01 「FD研修会実施案内」 資料2-4-1-(3)-02 「教員会議開催案内」	
■ 結びついている		

資料2-4-1-(3)-01 「FD研修会実施案内」の研修を行い、遠隔授業を行う機会は無かったが、資料2-4-1-(3)-02「教員会議開催案内」のような定例で行う会議を対面形式ではなく、Webを用いて行える事に結びついている。	
--	--

観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

- 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。

関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 教育支援者等 (事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。) を法令に従い適切に配置しているか。	◇【様式2-1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料	
■ 配置している	資料2-4-2-(1)-01 「組織図」	https://www.akita-nct.ac.jp/school/soshiki/
	資料2-4-2-(1)-02 「秋田工業高等専門学校事務組織規則」	第2条～5条のとおり事務組織を編成している。役割分担は第12条～25条のとおりである。
	資料2-4-2-(1)-03 「秋田工業高等専門学校技術教育支援センター規則」	
	資料2-4-2-(1)-04 「秋田工業高等専門学校情報処理センター規則」	
	資料2-4-2-(1)-05 「秋田工業高等専門学校図書館規則」	
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	資料2-4-2-(1)-05 「秋田工業高等専門学校図書館規則」	図書館には専門的職員として、司書と司書教諭を配置している。
■ 配置している		再掲

観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- スタッフ・ディベロップメント (管理運営等の研修) への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 教育支援者等 (事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。) に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況 (参加状況等。) の取組がわかる資料	
■ 行っている	資料2-4-1-(1)-02 「令和2年度FD・SD実績報告(R3.5.12運営会議資料)」	2. 事務職員・技術職員の研修
		再掲

2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし

基準2

優れた点

教員の評価については、高専機構による教員顕彰のほかに本校独自の教職員顕彰制度を設けている。資料2-優-01、資料2-優-02に基づき、教員の教育活動、研究活動、学校運営、地域連携、国際交流等について総合評価し、受賞者等を決定している。受賞者等は賞状を授与されるほかに、副賞として教育活動等の経費が校長裁量経費から配分され、教職員の教育研究活動等への取り組みにおける意識向上につなげている。

再掲

資料2-2-3-(3)-03 「秋田工業高等専門学校教職員顕彰要項」		再掲
資料2-優-01 「教職員顕彰に関する申合せ」	資料2-優-01～04は令和元年度資料。令和2年度は受賞者なし。	
資料2-優-02 「教職員顕彰運用フロー」		
資料2-優-03 「公募通知・推薦書等様式」		
資料2-優-04 「受賞者決定・表彰」		

改善を要する点

特になし

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有效地に活用されていること。
また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有效地に活用されているか。

【留意点】

○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。

関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(3)-01 運動場等の施設配置に関する資料		
	◆その他の適切な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		

(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01 専用施設設置状況に関する資料	
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。 (複数チェック■可) ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(5)-01 実習工場設置の設置に関する資料	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(6)-01 自学自習スペースの設置状況	利用可能日、時間等は特に制限を設けておらず、授業の合間や下校するまでの時間 を学生たちが自由に自学自習等で有効活用できるよう配慮している。
	資料3-1-1-(6)-02 自学自習スペースの設置状況写真	
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (複数チェック■可) ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(7)-01 厚生施設及びコミュニケーションスペースの設置状況に関する資料	利用可能日、時間等は特に制限を設けておらず、授業の合間や下校するまでの時間 を学生たちが自由に自学自習等で有効活用できるよう配慮している。
	資料3-1-1-(7)-02 厚生施設及びコミュニケーションスペースの設置状況写真	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料3-1-1-(8)-01 秋田工業高等専門学校安全衛生管理体制に関する要項	
	資料3-1-1-(8)-02 秋田工業高等専門学校安全衛生管理委員会規則	
	資料3-1-1-(8)-03 秋田工業高等専門学校危機管理規則	
	資料3-1-1-(8)-04 平成30年度第1回リスク管理室会議議事要旨（案）	

	<p>資料3-1-1-(8)-05 創造システム工学科1年次「基礎工作実習」の安全教育ガイドスに関する資料</p> <p>◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等</p> <p>資料3-1-1-(8)-06 学生のための安全マニュアル冊子</p> <p>資料3-1-1-(8)-07 秋田高専危機管理マニュアル（第2版31.3.8）</p> <p>資料3-1-1-(8)-08 防災総合マニュアル</p>	
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。	<p>◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。</p> <p>資料3-1-1-(9)-01 安全衛生委員会の巡視予告メール</p> <p>資料3-1-1-(9)-02 安全衛生管理委員会の議事録</p> <p>資料3-1-1-(9)-03 防災避難訓練の実施について（通知）</p> <p>資料3-1-1-(9)-04 防災避難訓練マニュアル</p> <p>原則毎月安全衛生管理委員による校内巡視が行われ、安全衛生管理に関する事案がないか報告、検証が委員会で行われている。また、防災避難訓練を行う際は、年度ごとにマニュアルを見直し、必要に応じ改訂している。</p>	
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	<p>◆施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料</p> <p>資料3-1-1-(10)-01 バリアフリー化平面図</p> <p>資料3-1-1-(10)-02 秋田高専キャンパスマスタークリア2018(H30.06.6)</p>	キャンパスレベル、また図書館でも渡り廊下で各建物を繋ぐ等のバリアフリー化が検討されている。
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	<p>◆体制に関する規程等の資料</p> <p>資料3-1-1-(11)-01 施設整備委員会規則</p> <p>資料3-1-1-(8)-02 秋田工業高等専門学校安全衛生管理委員会規則</p> <p>資料3-1-1-(11)-02 環境マネジメント専門部会規則</p> <p>資料3-1-1-(11)-03 アンケート対応実施専門部会要項</p>	再掲
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。	<p>◆教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料</p> <p>資料3-1-1-(12)-01 令和2年度主要施設年間使用割合表</p> <p>資料3-1-1-(12)-02 教育・生活環境満足度アンケート結果</p> <p>資料3-1-1-(10)-02 秋田高専キャンパスマスタークリア2018(H30.06.6)</p> <p>資料3-1-1-(12)-03 意見箱対応状況一覧</p>	pp.10～14が現状把握、pp.14～19が計画 再掲

◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。	
アンケートはもちろん、HP上にも意見投稿ページ等を設け改善を行う上で参考にしている。この資料の例では、エアコン設置が予算の関係上できなかったことから、学内予算を都合し、可能な範囲での処置をしたものである。	
資料3-1-1-(12)-04 学内意見箱に対する対応例	

観点 3 - 1 - ② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- この観点の I C T 環境とは、無線・有線 L A N やパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めていない。
- この観点では、ハードウェアの側面から捉えた I C T 環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点 3 - 2 - ②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ I C T 環境の整備状況がわかる資料（校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料3-1-2-(1)-01 ICT環境整備状況 資料3-1-2-(1)-02 秋田工業高等専門学校情報処理センター運営委員会規則 資料3-1-2-(1)-03 秋田工業高等専門学校情報処理センター規則 資料3-1-2-(1)-04 校内ネットワークシステム 資料3-1-2-(1)-05 無線AP整備状況		
(2) I C T 環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、 I C T 環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料3-1-2-(2)-01 情報セキュリティ管理委員会 資料3-1-2-(2)-02 情報セキュリティ推進委員会規則 資料3-1-2-(2)-03 秋田工業高等専門学校情報セキュリティポリシー 資料3-1-2-(2)-04 秋田工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規則 資料3-1-2-(2)-05 秋田工業高等専門学校情報セキュリティ学生規則 資料3-1-2-(2)-06 秋田工業高等専門学校ソフトウェア管理要項 資料3-1-2-(2)-07 情報システムユーザーズガイドライン 資料3-1-2-(2)-08 令和2年度情報処理センター運営委員会議事要旨 資料3-1-2-(2)-09 2019年度「教職員向け情報セキュリティ eラーニング」の取得方法について 資料3-1-2-(2)-10 「別添／実施要項」教職員を対象とした情報セキュリティ教育の実施		

(3) I C T 環境は有効に活用されているか。	◇ I C T 環境の利用状況がわかる資料 資料3-1-2-(3)-01 令和2年度情報処理センター 時間外開館利用統計 資料3-1-2-(3)-02 情報処理センター各室利用者数 資料3-1-2-(3)-03 学生向け情報セキュリティ教育実施資料 資料3-1-2-(3)-04 教職員向け情報セキュリティ啓発プログラム 資料3-1-2-(3)-05 情報処理センター使用時間割表	利用者数は学生、教職員を含むが利用頻度を考えるとほぼ学生と考えてよい。 利用者数は学生、教職員を含むが利用頻度を考えるとほぼ学生と考えてよい。 専攻科学生は本科ですでに受講済みである。
(4) (3)について学生や教職員の I C T 環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	◇体制に関する規程等の資料 資料3-1-2-(4)-01 ICT環境満足度アンケート結果	令和2年2月実施。
(5) (4)の体制が機能しているか。	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 アンケート結果に基づいて改善すべきところを今後検討する計画を立てている。	

観点 3 – 1 –③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
- 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。	◇整備状況がわかる資料 資料3-1-3-(1)-01 図書館運営委員会規則 資料3-1-3-(1)-02 図書館整備状況（館内図）		
■ 備えている			

(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01_図書館蔵書状況		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有效地に活用されているか。	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01_貸し出し統計		
	資料3-1-3-(3)-02_入館者数		
(4) (2)の資料が有效地に活用されるための取組を行っているか。	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01_図書館利用サービス_(HP)		
	資料3-1-3-(4)-02_図書館利用案内_(学外用)		
	資料3-1-3-(4)-03_図書館利用案内ポスター		
	資料3-1-3-(4)-04_図書館事業予定表		

3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参考する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし		

評価の視点

- 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。
また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】

- 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
- 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可)	◇実施状況がわかる資料 資料3-2-1-(1)-01_H31始業式実施要項		
■ 学科生	資料3-2-1-(1)-02_始業式日程表		
■ 専攻科生	資料3-2-1-(1)-03_新入生ガイダンス及び施設見学		
■ 編入学生	資料3-2-1-(1)-04_専攻科ガイダンス		
■ 留学生	資料3-2-1-(1)-05_編入生オリエンテーション		
□ 社会人学生	資料3-2-1-(1)-06_入学前相談案内		
	資料3-2-1-(1)-07_短期留学生ガイダンス	※障害のある学生のある学生の支援については、入学時の保健調査の内容や保護者からの申し出に基づき、学生相談室長が個別に面談を行った後、授業担当教員等で情報共有を行っている。	
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	※社会人学生は専攻科に現在在籍はないが、入学する際は、入学が決まった時点から当該学生の仕事と学業の両立ができるよう、なるべく学生の勤務時間を配慮した時間割（補講含む）を組む等の支援体制を整えている。	

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可） <input checked="" type="checkbox"/> 担任制・指導教員制の整備 <input checked="" type="checkbox"/> オフィスアワーの整備 <input type="checkbox"/> 対面型の相談受付体制の整備 <input type="checkbox"/> 電子メールによる相談受付体制の整備 <input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 <input checked="" type="checkbox"/> 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 外国への留学に関する支援体制の整備 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<p>◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-01 担任制の整備資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-02 H31 学生相談サポート体制</p> <p>資料3-2-2-(1)-03 オフィスアワー実施状況一覧表後期</p> <p>資料3-2-2-(1)-04 校外学修の単位認定</p> <p>資料3-2-2-(1)-05 漢検受験支援体制整備資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-06 TOEIC受験支援体制整備資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-07 英検受験支援整備体制資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-08 国際交流委員会規則</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>学生の就職及び進学に関することを審議 学生向けの就職、進学についての情報提供 保護者向けの就職、進学についての情報提供</p> <p>資料3-2-2-(1)-09 学習アドバイザーリスト</p>		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用されている	<p>◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料</p> <p>資料3-2-2-(2)-01 三者面談進路ガイダンス</p> <p>資料3-2-2-(2)-02 オフィスアワーについてアンケート結果</p> <p>資料3-2-2-(2)-03 学習アドバイザー実施状況</p> <p>資料3-2-2-(2)-04 学習アドバイザー利用状況</p> <p>資料3-2-2-(2)-05 R1全教員インターン報告会</p> <p>資料3-2-2-(2)-06 平成30年度相談室利用状況</p> <p>資料3-2-2-(2)-07 進路ガイダンス実施状況</p> <p>資料3-2-2-(2)-08 資格試験合格実績（TOEIC等）</p> <p>資料3-2-2-(2)-09 資格試験合格実績（漢字検定）</p>	令和元年度実施資料。	

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の導入 □ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 □ その他	◇制度がわかる資料 資料3-2-2-(1)-01 担任制の整備資料 資料3-2-2-(3)-01 総務課前意見箱及びお問い合わせページの運用について	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料 資料3-1-1-(12)-03 意見箱対応状況一覧 資料3-1-1-(12)-04 学内意見箱に対する対応例	再掲 再掲

観点 3 – 2 – ③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

- 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。
- (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7~11条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(1)-01 外国人留学生規則 資料3-2-3-(1)-02 留学生指導教員配置 資料3-2-3-(1)-03 チューターの配置 資料3-2-3-(1)-04 留学生のてびき 資料3-2-3-(1)-05 令和元年度後期授業時間割		

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 資料3-2-3-(2)-01_チューターの配置		
	◇支援の実施状況がわかる資料 資料3-2-3-(2)-01_チューターの配置		
	資料3-2-3-(2)-02_外国人留学生・実施計画・報告一覧		再掲
	資料3-2-3-(2)-03_留学生ガイダンス		
	資料3-2-3-(2)-04_留学生来校ガイダンス等日程表		
	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(3)-01_編入学した学生の単位認定		
	資料3-2-3-(3)-02_編入学生ガイダンス		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	資料2-1-3-(1)-03_秋田工業高等専門学校入学者選抜委員会規則	入学者選抜委員会では編入学する学生の状況に応じて、入学前の事前学習や説明会を関係する科目担当者または受け入れる系に依頼する場合がある。	再掲
	資料3-2-2-(1)-01_担任制の整備資料	本校では、工業高校からの編入学生は、4学年に進級した学生と同様に、学級担任を中心として支援する体制をとっており、その都度、担任が学習および生活に対するアドバイスを行う。	再掲
	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 資料3-2-3-(4)-01_入学者選抜委員会議事要旨(非公表)	入学前の事前学習について検討を依頼した。	
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。） 		
	◇支援の実施状況がわかる資料 資料3-2-1-(1)-05_編入生オリエンテーション	学級担任より学則、履修方法、進級、卒業要件などの説明を行う。選択科目の履修について説明し、購入する教科書などのアドバイスを行う。	再掲
	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(3)-01_編入学した学生の単位認定	本科で社会人学生を受け入れるための制度は編入学試験になるため、工業高校の卒業生が対象となる。よって、上記(3)、(4)で述べた編入学生と同様の支援体制となり、他の編入学生と同様に受け入れ系および学級担任を中心として支援する体制をとっている。	再掲
	資料3-2-3-(3)-02_編入学生ガイダンス		再掲
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(3)-01_編入学した学生の単位認定		
	資料3-2-3-(3)-02_編入学生ガイダンス		再掲

	資料2-1-3-(1)-03_秋田工業高等専門学校入学者選抜委員会規則		再掲
	資料3-2-2-(1)-01_担任制の整備資料		再掲
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
■ 行っている		H23年度の機械工学科の社会人編入学生 1名（H24年度卒業）以降、応募者は出ていないため直近の社会人学生の入学の実績がない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-3-(7)-01_障害学生に対する修学支援要項	医師の診断書又は臨床心理士の専門意見書を添付の上、保護者から提出される修学支援要請書により障害のある学生を把握している（資料の第4条参照）。	
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
■ 行っている	資料3-2-3-(7)-01_障害学生に対する修学支援要項		再掲
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_修学支援記録簿(非公表)	令和2年度・修学支援チーム発足数 6	
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。	◇対応状況がわかる資料		
■ 対応している	資料3-2-3-(9)-01_障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条の対応決裁文書		
	資料3-2-3-(9)-02_秋田高専における障害を理由とする差別の解消に関する相談窓口		
	資料3-2-3-(9)-03_秋田高専における障害を理由とする差別の解消に関する相談窓口 R2年度対応実績	資料3-2-3-(9)-02 に対する支援対応	
	資料3-2-3-(7)-01_障害学生に対する修学支援要項		再掲
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
■ 行っていない			

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。		
【留意点】なし。		
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条		
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。		
<input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する		
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。） 資料3-2-4-(1)-01 学生委員会規則 資料3-2-4-(1)-02 学生委員会組織 資料3-2-4-(1)-03 生活指導の体制と指導内容 資料3-2-4-(1)-04 学生相談室組織 資料3-2-4-(1)-05 保健室 資料3-2-4-(1)-06 学生相談室のご案内 資料3-2-4-(1)-07 ハラスメント防止対策委員会規則 資料3-2-4-(1)-08 ハラスメントに対する体制 資料3-2-4-(1)-09 就学支援 資料3-2-4-(1)-10 秋田工業高等専門学校いじめ防止・対応委員会規則 資料3-2-4-(1)-11 秋田工業高等専門学校におけるいじめ対応要領	
■ 学生相談室		
■ 保健センター		
■ 相談員やカウンセラーの配置		
■ ハラスメント等の相談体制		
■ 学生に対する相談の案内等		
■ 奨学金		
■ 授業料減免		
□ 特待生		
□ 緊急時の貸与等の制度		
■ いじめの防止・早期発見・対処等の体制		
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(2)-01 平成30年度相談室利用状況 資料3-2-4-(2)-02 保健室年間予定 資料3-2-4-(2)-03 平成30年度保健室利用状況 資料3-2-4-(2)-04 保護者相談室案内 資料3-2-4-(2)-05 健康診断R1-R3	
■ 実施している		

(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01_相談室活動実績		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-02_授業料免除学生一覧		

観点 3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。
また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。
- 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。
- 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料3-2-5-(1)-01_進路対策委員会規則		
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可） <input checked="" type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 進路指導用マニュアルの作成 <input checked="" type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施 <input checked="" type="checkbox"/> 進路指導室 <input checked="" type="checkbox"/> 進路先（企業）訪問 <input checked="" type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会 <input checked="" type="checkbox"/> 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 <input checked="" type="checkbox"/> 資格取得による単位修得の認定 <input checked="" type="checkbox"/> 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 <input type="checkbox"/> その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 資料3-2-5-(2)-01_技術講演会 キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 資料3-2-5-(2)-02_COC講演会3年対象 キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 資料3-2-5-(2)-03_度知の財産権セミナー特別講演会 キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 資料3-2-5-(2)-04_特別講演会実施要項 キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 資料3-2-5-(2)-05_進路指導に関する申合せ 進路指導用マニュアル 資料3-2-5-(2)-06_進路ガイダンス案内 進路指導ガイダンス 資料3-2-5-(2)-07_保護者進路相談会実施要項 進路指導室 資料3-2-5-(2)-08_学生閲覧用求人企業(H29年度) 進路指導室 資料3-2-5-(2)-09_進路状況の集計表 進路指導室 資料3-2-5-(2)-10_進路指導室(機械系) 進路指導室 資料3-2-5-(2)-11_工場見学旅行しおり(機械系) 進路先（企業）訪問 資料3-2-5-(2)-12_資格試験単位認定(教務事務ガイド) 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 資料3-2-5-(2)-13_「国際交流協定校の締結」 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等		

	資料3-2-5-(2)-14 総合英語Ⅰ（M・E・C・B）	資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談・TOIEC対策を授業内で開催	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-5-(3)-01 資格試験単位認定実績	H30～R2年度分の外国语技能審査・海外語学研修による単位修得認定一覧	
	資料3-2-5-(3)-02 保護者面談の実施について		
		補足だが、学生が参加する学校行事は該当する学年の学生はほぼ参加する。	

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-6-(1)-01 課外活動支援体制		
	資料3-2-4-(1)-01 学生委員会規則		再掲
	資料3-2-6-(1)-02 秋田工業高等専門学校後援会会則		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
■ なっている	資料3-2-6-(2)-01 令和2年度入学者用学生便覧(学生会)		
	資料3-2-6-(1)-01 課外活動支援体制		再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-6-(3)-01 課外活動に対する支援活動と成果	顧問が引率、技術指導などの支援を行う。	
	資料3-2-6-(3)-02 R1年度協会登録費支援_学外指導者謝金_大会旅費支援	令和元年度は後援会より協会登録費1,540,700円、学外指導者謝金684,959円、大会旅費8,651,376円の支援が行われた。	

観点 3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	<p>◇整備状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-7-(1)-01 学生寮の寮棟位置と配置</p> <p>資料3-2-7-(1)-02 学生寮の部屋配置</p> <p>資料3-2-7-(1)-03 学生寮概要HP</p> <p>資料3-2-7-(1)-04 学生寮の概要（学生便覧）</p> <p>資料3-2-7-(1)-05 H29年度行事予定表</p>		
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	<p>◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）</p> <p>資料3-2-7-(2)-01 談話室、捕食室、洗面所の配置図</p> <p>資料3-2-7-(2)-02 日課表</p> <p>資料3-2-7-(2)-03 日課における心得</p> <p>資料3-2-7-(2)-04 共同施設の心得</p> <p>資料3-2-7-(2)-05 寮生会規約</p> <p>資料3-2-7-(2)-06 寮生心得冊子</p>		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	<p>◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）</p> <p>資料3-2-7-(3)-01 寮内自習室の配置図</p> <p>資料3-2-7-(3)-02 日課表（自習時間）</p> <p>資料3-2-7-(3)-03 共同学習会の案内</p>		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	<p>◇入寮状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-7-(4)-01 入寮状況</p> <p>◇勉学の場としての活用実績がわかる資料</p> <p>資料3-2-7-(4)-02 青雲寮・学習室について</p>		

(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01 寮務委員会規則		
	資料3-2-7-(5)-02 寄宿舎規則		
	資料3-2-7-(5)-03 寄生準則		
	資料3-2-7-(5)-04 指導方針		
	資料3-2-7-(5)-05 寄教員宿直に関する内規		

3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし			

基準3

優れた点			
特になし			
改善を要する点			
特になし			

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	<p>◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表</p> <p>資料4-1-1-(1)-01 平成28年度～令和2年度 貸借対照表</p> <p>◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料</p> <p>資料4-1-1-(1)-02 平成28年度～令和2年度 長期未払金</p> <p>◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料</p> <p>資料4-1-1-(1)-03 平成28年度～令和2年度 臨時利益</p> <p>資料4-1-1-(1)-04 平成28年度～令和2年度 臨時損失</p>		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	<p>◇その内容を確認できる資料</p> <p>資料4-1-1-(2)-01 学校要覧（施設の概況・キャンパスマップ）</p>		
(3) 過去5年間において運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	<p>◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況</p> <p>資料4-1-1-(3)-01 平成28年度～令和2年度 経常的収入受入状況</p> <p>◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。</p>		

(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(4)-01 平成28年度～令和2年度 損益計算書		
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		

本校では、高専機構から通知される事業年度ごとの収支予算額に基づき執行計画を策定し、予算額の範囲内での支出に努めており、過大な支出超過とはなっていない。

観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
■ 策定している	資料4-1-2-(1)-01 令和元年度決算書（案）及び令和2年度予算書（案）について	校長に対する運営会議事前説明の資料となっている「当該年度 予算書（案）作成方針」を基に予算書（案）を作成。作成方針の概要是、運営会議資料内で明記されており、口頭説明も行っている。	
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-03 令和元年7月運営会議議事要旨		
	資料4-1-2-(1)-04 令和元年9月4日運営会議資料（校長裁量経費等）		
	資料4-1-2-(1)-05 令和元年9月運営会議議事要旨		
	資料4-1-2-(1)-06 令和元年12月4日運営会議資料（予算科目及び予算作成方針の見直しについて）		
	資料4-1-2-(1)-07 令和元年12月運営会議議事要旨		
	資料4-1-2-(1)-08 令和2年2月5日運営会議資料（予算科目の見直しについて）		
	資料4-1-2-(1)-09 令和2年2月運営会議議事要旨（抜粋）		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
■ 明示している	資料4-1-2-(1)-03 令和元年7月運営会議議事要旨		再掲
	資料4-1-2-(1)-05 令和元年9月運営会議議事要旨		再掲
	資料4-1-2-(1)-07 令和元年12月運営会議議事要旨		再掲
	資料4-1-2-(1)-09 令和2年2月運営会議議事要旨（抜粋）		再掲

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

- 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
- 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
- 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料4-1-1-(1)-02 平成28年度～令和2年度 長期末払金 資料4-1-1-(1)-03 平成28年度～令和2年度 臨時利益 資料4-1-3-(1)-01 運営会議資料（教育研究基盤経費） ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料4-1-2-(1)-04 令和元年9月4日運営会議資料（校長裁量経費等）		
■ 行っている	◇予算関連規程等 資料4-1-3-(1)-02 校長裁量経費に係る申請要領R2 資料4-1-3-(1)-03 R2年度計画 資料4-1-3-(1)-04 2020年度予算編成方針 資料4-1-2-(1)-01 令和元年度決算書（案）及び令和2年度予算書（案）について ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） 資料4-1-2-(1)-03 令和元年7月運営会議議事要旨 資料4-1-2-(1)-05 令和元年9月運営会議議事要旨 ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスター・プラン等。） 資料4-1-3-(1)-05 秋田高専キャンパスマスター・プラン2018 資料4-1-3-(1)-06 2019年度第1回大型実験機器等管理委員会議事要旨	年度計画を基に予算案を作成し、運営会議にて方針を審議・了承後、適切に配分している。	再掲
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 資料4-1-2-(1)-02 令和元年7月3日運営会議資料（平成30年度決算書・令和元年度予算書） 資料4-1-2-(1)-03 令和元年7月運営会議議事要旨		再掲
■ 整合性がある			再掲

	資料4-1-2-(1)-04 令和元年9月4日運営会議資料（校長裁量経費等）	再掲
	資料4-1-2-(1)-05 令和元年9月運営会議議事要旨	再掲
	予算配分方針をもとに予算書（案）を作成し、運営会議での審議・了承を経て、執行者（教職員）に周知・配分しているので、整合性を有している。	
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料	
■ 明示している	資料4-1-2-(1)-05 令和元年9月運営会議議事要旨	運営会議に参加している各系長に議事要旨を配付し、後日各系長が各系の教職員に説明を行っている。 再掲
	資料4-1-3-(3)-01 令和元年度校長裁量経費の予算配分通知の一例	
	資料4-1-3-(3)-02 令和元年度校長裁量経費の採択結果・不採択の一例	

観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。

【留意点】

- 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。
- 会計監査の実施状況についても分析すること。

関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条
その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	◇作成・公表状況がわかる資料		
■ 作成・公表している	資料4-1-4-(1)-01 国立高等専門学校機構ホームページ（財務諸表等）	URL: https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
■ 実施している	資料4-1-4-(2)-01 秋田工業高等専門学校会計内部監査実施要項		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 平成29年度会計検査院実地検査打ち合わせ事項		
	資料4-1-4-(2)-03 令和元年度学内監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-04 令和元年度高専相互会計内部監査報告事項等一覧【秋田高専】		

4-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。																																																							
特になし																																																							
評価の視点																																																							
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。																																																							
観点 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。																																																							
<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観点 2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点 2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去 1 年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。 																																																							
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第3条の3、第10条																																																							
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)																																																							
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。																																																							
<p>■ 満たしていると判断する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</th> <th style="width: 25%;">自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</th> <th style="width: 25%;">備考</th> <th style="width: 25%;">再掲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している</td> <td>◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している</td> <td>◇諸規程、整備状況がわかる資料 (組織図等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則</td> <td></td> <td>再掲</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている</td> <td>◇役割分担がわかる資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則</td> <td></td> <td>再掲</td> </tr> <tr> <td>資料4-2-1-(3)-01_組織に関する規則</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料			資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則												(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料 (組織図等)			資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則		再掲										(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料			資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則		再掲	資料4-2-1-(3)-01_組織に関する規則								
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲																																																				
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料																																																						
	資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則																																																						
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料 (組織図等)																																																						
	資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則		再掲																																																				
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料																																																						
	資料4-2-1-(1)-01_運営組織規則		再掲																																																				
	資料4-2-1-(3)-01_組織に関する規則																																																						

(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(4)-01 事務組織規則	
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料 資料4-2-1-(5)-01 委員会担当一覧	各委員会は庶務担当事務係が割り当てられており、教員と事務職員が構成員となっている。
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。） 資料4-2-1-(6)-01 令和2年度委員会開催回数	

観点 4－2－② 危機管理体制が整備されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-2-(1)-01 危機管理規則		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料 資料4-2-2-(2)-01 危機管理マニュアル		

(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(9)-03 防災避難訓練の実施について（通知）		再掲
	資料4-2-2-(3)-01 防災対策委員会議事要旨		
	資料4-2-2-(3)-02 令和2年度秋田高専防災訓練について		
資料4-2-2-(3)-03 秋田高専通報訓練報告書			

観点 4 – 2 – ③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

- 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料 資料4-2-3-(1)-01 過去5年間の外部資金受入状況		
■ 行っている			
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等） 資料4-2-3-(2)-01 公的研究費等の取扱いに関する規則		
■ 整備されている			

観点 4 – 2 – ④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点 4 – 2 – ③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
 - ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
 - ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
 - ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
 - ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	◇活用状況がわかる資料 資料3-2-5-(2)-13 「国際交流協定校の締結」		
■ 活用している	資料4-2-4-(1)-01 「秋田県における大学、短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定書」		再掲
	資料4-2-4-(1)-02 「特別講演会実施要項」		
	資料4-2-4-(1)-03 「共同研究等成果の概要」		

観点 4 – 2 – ⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2 – 4 – ③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料 資料2-4-1-(1)-01 「秋田工業高等専門学校FD・SDに関する規則」		
■ 実施している			再掲

	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料 資料2-4-1-(1)-02_「令和2年度FD・SD実績報告(R3.5.12運営会議資料)」	
		再掲

4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし		

評価の視点

4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令 (施)第165条の2、(施)第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について (通知) 22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料 資料4-3-1-(1)-01_令和2年度学校要覧 資料4-3-1-(1)-02_キャンパスガイド 資料4-3-1-(1)-03_地域共同テクノセンター報技術・研究シーズ集 ◇【様式2-5】ウェブサイト掲載項目チェック表		

4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			
基準4			
優れた点			
特になし			
改善を要する点			
特になし			

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点				
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。				
観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。				
【留意点】 ○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。				
関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）				
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。				
■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 資料5-1-1-(1)-01 学生便覧 資料5-1-1-(1)-02 授業科目系統図			
■ 配置している		(A) 「人類の幸福」では社会・倫理・芸術系科目、(B) 「工学基礎知識の修得」では自然科学系科目と情報技術、および基礎的な専門教科、(C) 「専門的知識の充実」ではやや高度な知識が必要とされる専門科目や実験・実習科目、インターネット・(D) 「コミュニケーション能力」では、国語や英語、(E) 「技術の発展」では卒業研究を配置している。		
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	◇配慮していることがわかる資料 資料5-1-1-(2)-01 学生便覧 資料5-1-1-(2)-02 「一般教育の充実に配慮していることを示す資料」	本校では一般科目においては講義85%，演習15%程度、専門科目においては講義70%，演習15%，実験実習15%程度の割合で実施すると規定。		
■ 配慮している				
(3) 進級に関する規程を整備しているか。	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料 資料5-1-1-(3)-01 学生便覧（成績評価及び進級、卒業の認定に関する内規）			
■ 整備している				
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） 資料5-1-1-(4)-01 1年間の授業を行う期間を35週確保していることを示す資料			
■ 確保している				

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。	<p>◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）</p> <p>資料5-1-1-(5)-01 教育課程表別表第1</p> <p>資料5-1-1-(5)-02 令和2年度後期授業時間割表</p> <p>資料5-1-1-(5)-03 令和2年度行事予定表（前期）</p> <p>資料5-1-1-(5)-04 令和2年度行事予定表（後期）</p>	<p>1年～3年の特別活動は、毎週水曜日7時限目に設定されている。令和2年度前期・後期において、水曜日の授業時数がいずれも16週確保されていることから、年間の特別活動の時間が30時間確保されていることがわかる。</p>	

観点 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

【留意点】

- 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。
- この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令（設）第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
■ 他学科の授業科目の履修を認定	資料5-1-2-(1)-01 他学科の授業科目の履修を認定している資料（機械システムコースの例）	他学科の授業科目の履修を認定（赤枠の選択科目（複合）の部分は、他学科の教員が開設している科目を表し、学生がその中から選択して履修する。）	
■ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-02 インターンシップによる単位認定をしている資料（機械システムコース教育課程表）	インターンシップによる単位認定	
□ 専攻科課程教育との連携	資料5-1-2-(1)-03 外国語の基礎能力の育成に関する資料	外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	
■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-04 資格取得に関する教育を示す資料(TOEIC)	4学年対象英語科目「総合英語Ⅰ」の授業においてTOEIC対策授業を実施	
■ 資格取得に関する教育	資料5-1-2-(1)-05 資格取得に関する資料（TOEIC、英検等の単位認定）	資格取得を単位に認定している資料	
■ 他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-1-2-(1)-06 他の高等教育機関との単位互換制度に関する資料	他の高等教育機関との単位互換制度	
□ 個別の授業科目内の工夫	資料5-1-2-(1)-07 最先端技術講演会案内	最先端の技術に関する教育	

<p>■ 最先端の技術に関する教育</p>		
<p>■ その他</p>		
	<p>◆ その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p> <p>資料5-1-2-(1)-08 地域連携（COC+）を説明する資料</p> <p>資料5-1-2-(1)-09 地域連携（COCの講義概要）</p> <p>地域連携（COC+） 秋田大学が 地域再生・活性化の ために取り組んできた「地（知）の拠点整備事業」を、秋田高専と秋田県立大学を含めた 実施体制とし、地方公共団体や企業等と協働して、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムを実施する。</p>	
<p>(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。</p>	<p>◇ 単位互換制度の内容がわかる資料</p>	
<p>■ 適切に取り扱っている</p>	<p>資料5-1-2-(1)-06 他の高等教育機関との単位互換制度に関する資料</p>	<p>単位互換制度により認定される単位数は最大 5 単位であるため、高等専門学校設置基準第十九条における六十単位を超えない範囲内になっており、法令を満たしている。</p> <p>再掲</p>

観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等において具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るために学習・教育のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	<p>◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料5-1-3-(1)-01 機械系本科3年『創造設計製作』について</p> <p>◇実施状況がわかる資料 資料5-1-3-(1)-02 令和元年度学年未績評価表（非公表） 資料5-1-3-(1)-03 学生3名のレポート（抜粋）</p> <p>◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料5-1-3-(1)-04 ロボットコンテスト2020東北地区大会賞状 資料5-1-3-(1)-05 ロボットコンテスト2020全国大会特別賞トロフィー</p> <p>この科目は、最終授業において「ロボコン大会」を開催する。受講学生たちはテーマに沿った1つの機械を製作するにあたり、これまで学習した内容をフル活用し、また深化させることが要求される。このことから、学生の持っている創造力を高める内容であることがわかる。また、その成果として、資料5-1-3-(1)-04、資料5-1-3-(1)-05が示すように、2020年度のロボットコンテストにおいて全国大会に出場し、特別賞を獲得した。</p>		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	<p>◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。） 資料5-1-3-(2)-01 令和元年度インターンシップ発表会</p> <p>◇実施状況がわかる資料</p>	<p>事後研修として「インターンシップ発表会」を各学科・学系単位で開催。</p>	

資料5-1-3-(2)-02 校外実習Aのシラバス		
資料5-1-3-(2)-03 校外実習Bのシラバス		
◆工夫を行った結果、学生が実践力を發揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
資料5-1-3-(2)-01 令和元年度インターンシップ発表会		再掲
資料5-1-3-(2)-04 インターンシッププログラムが上げた効果を示す資料		
インターンシップを経験した後、事後研修として「インターンシップ発表会」を開催している。この発表会で、他の学生がインターンシップを通じてどのような経験をしてきたのかについて情報を共有できている。また、多くの学生がインターンシップ参加により、就職や就職活動に関して具体的にイメージすることができた。		

5 – 1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

「5か月間の長期海外技術研修を核としたくさび型グローバルエンジニア育成事業」を展開している。事業内容は次の通り。 ・本科1～3年生に、英語による一般教科の授業や国際教養大学の「English Village」プログラムに参加する「グローバル基礎プログラム」を実施 ・本科4～5年生に、英語による専門科目集中講義や5か月間の長期海外技術研修を行う「グローバルエンジニアプログラム」を実施 その成果として、本校本科4学年のTOEICスコア平均点が、平成26年度349点→平成30年度446点へ上昇した。（全国高専4年生の平均点は350点）	
--	--

	資料5-1-2-(1)-03 外国語の基礎能力の育成に関する資料		再掲
	資料5-1-特記事項-01 English Village2019		
	資料5-1-特記事項-02 グローバルエンジニアプログラム「海外技術研修」について		
	資料5-1-特記事項-03 本科4学年TOEIC学年平均点の推移		

評価の視点

5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	<p>◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料</p> <p>資料5-2-1-(1)-01 授業形態のバランスが適切であることを示す資料</p> <p>◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。</p> <p>資料5-2-1-(1)-01 授業形態のバランスが適切であることを示す資料</p> <p>各コースとも講義科目的割合が一般科目で85%，専門科目で57%，演習が全体の20%，実験・実習科目が専門科目の20%に設定されている。このことから、座学で得た知識を演習により深め、実験・実習で体験することを通して身につけるカリキュラムが実現できており、適切である。</p>		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） □ 教材の工夫 □ 少人数教育 □ 対話・討論型授業 □ フィールド型授業 □ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 □ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	<p>◇チェックした項目の実施状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-1-(2)-01 「基礎学力不足の学生に対する配慮がわかる資料（令和2年度後期授業時間割表）」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>本科1年生～本科3年生を対象に「英語補習」を実施</p>	

観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。		
【留意点】 なし。		
関係法令（設）第17条、第17条の3		
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	以下のお自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	■ 満たしていると判断する
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料	
■ 授業科目名	資料5-2-2-(1)-01 令和2年度シラバス作成要領	
■ 単位数	資料5-2-2-(1)-02 令和2年度シラバス（流体工学Ⅰ）	
■ 授業形態	資料5-2-2-(1)-03 学習支援計画書_5M機械設計製図Ⅱ	「教育目標との関係」並びに「事前に行う準備学習」の項目に関しては、高専機構のWebシラバスに記載できないため、本校の学習支援計画書に記載することで対応している。
■ 対象学年		
■ 担当教員名		
■ 教育目標等との関係		
■ 達成目標		
■ 教育方法		
■ 教育内容（1授業時間ごとに記載）		
■ 成績評価方法・基準		
■ 事前に行う準備学習		
■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示		
■ 教科書・参考文献		
□ その他	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。	
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。	◇活用状況がわかる資料	
■ 改善を行っている	資料5-2-2-(2)-01 「流体工学Ⅰ」授業アンケート結果	前期末、後期末の年2回実施される各教科ごとの学生アンケート質問項目に、シラバスの活用状況に関する質問項目を設けて、活用状況を把握している。
	資料5-2-2-(2)-02 令和元年度後期「学生による授業アンケート」の対応・課題フォーマット	授業アンケート結果を基にシラバスの活用状況を点検しており、必要であればシラバスの内容や授業内容の見直しを行っている。

	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	現時点においては、資料5-2-2-(2)-01にもあるように、教員及び学生のシラバスの活用状況は概ね良好だと思われる。したがって改善を行う必要はない。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料5-2-2-(3)-01 年間行事予定表_前期（授業カウントあり） 資料5-2-2-(3)-02 年間行事予定表_後期（授業カウントあり）		
■ 確保している			
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 資料5-2-2-(4)-01 学生便覧（1単位時間50分で規定している資料） 資料5-2-2-(4)-02 学生便覧（1単位時間45分で運用する説明） 1回の授業を90分と2単位時間とすることで出席確認、授業の振り返り、まとめ等を効率よく行い、標準50分に相当する教育内容を確保している。		
■ 1単位時間=50分で規定、45分で運用			
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料5-2-2-(5)-01 1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示している資料 資料5-2-2-(5)-02 学習支援計画書（表紙）	科目が学修単位の場合、科目単位修得に必要な自学自習時間を学習支援計画書に明記している。	
■ 明示している			
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可)	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-2-(6)-01 学習支援計画書 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	授業外学習の必要性の周知・・・各科目第1回目の授業にて学生に周知する。 事前・事後学習の徹底・・・授業終了前に学習支援計画書の「自学自習内容」を学生に記入させている。 授業外学習の時間の把握・・・学習支援計画書の「自習時間」の項目を教員がチェックしている。	
■ 授業外学習の必要性の周知			
■ 事前学習の徹底			
■ 事後展開学習の徹底			
■ 授業外学習の時間の把握			
□ その他			

5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。																																				
<p>該当なし</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																																				
<p>評価の視点</p> <p>5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p> <p>観点 5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>【留意点】 なし。</p> <p>関係法令（設）第17条の3</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</th> <th style="width: 25%;">自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</th> <th style="width: 25%;">備考</th> <th style="width: 25%;">再掲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。</td> <td>◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料5-3-1-(1)-01 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料5-1-1-(1)-01 学生便覧</td> <td></td> <td>再掲</td> </tr> <tr> <td>資料5-1-1-(1)-02 授業科目系統図</td> <td>カリキュラムポリシーにのっとり、授業科目系統図が作成されている。本校では、「学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則」を満たした、卒業に必要な単位すべてを取得すると、カリキュラムポリシーを満たしたことになる。</td> <td>再掲</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。</td> <td>◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料5-3-1-(2)-01 単位認定を行った会議の議事要旨</td> <td>前期末、学年末の年2回実施される教務委員会の成績会議にてチェックを実施。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所			資料5-3-1-(1)-01 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則			資料5-1-1-(1)-01 学生便覧		再掲	資料5-1-1-(1)-02 授業科目系統図	カリキュラムポリシーにのっとり、授業科目系統図が作成されている。本校では、「学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則」を満たした、卒業に必要な単位すべてを取得すると、カリキュラムポリシーを満たしたことになる。	再掲				(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料			資料5-3-1-(2)-01 単位認定を行った会議の議事要旨	前期末、学年末の年2回実施される教務委員会の成績会議にてチェックを実施。							
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲																																	
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所																																			
	資料5-3-1-(1)-01 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則																																			
	資料5-1-1-(1)-01 学生便覧		再掲																																	
	資料5-1-1-(1)-02 授業科目系統図	カリキュラムポリシーにのっとり、授業科目系統図が作成されている。本校では、「学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則」を満たした、卒業に必要な単位すべてを取得すると、カリキュラムポリシーを満たしたことになる。	再掲																																	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料																																			
	資料5-3-1-(2)-01 単位認定を行った会議の議事要旨	前期末、学年末の年2回実施される教務委員会の成績会議にてチェックを実施。																																		

(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
		資料5-3-1-(2)-01 単位認定を行った会議の議事要旨	定期試験、レポート、小テストなどで成績評価を行っており、授業時間以外の学修内容も試験範囲として出題するなどして、上記の成績評価の部分に加えている。学修単位科目を担当する各教員は、学生の記録した「学習支援計画書」で必要な自学時間数をクリアしているかを確認したうえで、成績評価している。つまり、前項5-3-1-(2)で説明した教務委員会の成績会議において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを把握している。	再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
		資料5-3-1-(1)-01 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	これらの基準は、学生便覧に掲載し、学生に周知している。	再掲
		資料5-1-1-(1)-01 学生便覧		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
		資料5-3-1-(5)-01 令和3年度自己点検・評価委員会議事要旨	4月5日の進級ガイダンスで、各クラスにおいて担任から進級のための用件が説明され、その内容を理解したかどうかのアンケート調査を学生に対して実施した。その結果が、自己点検・評価委員会において報告されている。	
		資料5-3-1-(5)-02 令和3年度自己点検・評価委員会会議資料		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
		資料5-3-1-(6)-01 追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
		資料5-3-1-(7)-01 秋田工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則		
		資料5-3-1-(7)-02 成績評価・出欠等についての異議申立書		
(8) 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可）	■ 成績評価の妥当性の事後チェック	資料5-3-1-(2)-01 単位認定を行った会議の議事要旨	単位認定会議において、各科目の成績評価の妥当性（科目平均点が妥当であるか等）もチェックしている。	再掲
		資料5-3-1-(8)-01 模範解答や採点基準の提示に関する組織的措置を行っていることが分かる資料		

<input type="checkbox"/> 答案の返却	資料5-3-1-(8)-02 模範解答や採点基準の提示を行っている試験答案用紙の資料	教務・事務ガイドにおいて、試験の保管資料の中に「試験問題及び配点を記した解答」が含まれている。
■ 模範解答や採点基準の提示	資料5-3-1-(8)-03 試験レベルと3年間同一試験でないことの確認	各教員の成績評価の客觀性・厳格性について、年度末（令和3年3月）に教務委員によるチェックが実施され、その結果が教務委員会に報告されている。
<input type="checkbox"/> G P A の進級判定への利用	資料5-3-1-(8)-04 試験問題のレベルが適切であることのチェックを実施している資料	各学科・学系の教員が、自分の担当している科目以外の教科において、試験問題のレベルが適切であるかチェックを行い、教務委員会にその調査結果を報告している。
<input type="checkbox"/> 成績分布のガイドラインの設定		
■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック		
■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック		
<input type="checkbox"/> その他		
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客觀性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。	
	資料5-3-1-(8)-05 第1回教務委員会議事要旨	
	各学科・学系の教務委員から報告された内容を資料化し、第1回教務委員会において「模範解答や採点基準の提示」「複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック」「試験問題のレベルが適切であることのチェック」に関する調査結果が報告された。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	

観点 5 – 3 –(2) 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

なし。

関係法令 (法)第117条 (設) 第17条第3~6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を 5 年（商船に関する学科は 5 年 6 月。）と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
■ 定めている	資料5-3-2-(1)-01 学則等に、修業年限を 5 年と定めているかがわかる資料		

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-1-(1)-01 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	再掲	
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01 卒業認定を行った会議の議事要旨	毎年3月に実施される教務委員会の卒業認定会議にてチェックを実施。	
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01 秋田工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則	再掲	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 令和3年度自己点検・評価委員会議事要旨	4月5日の卒業ガイダンスで、各クラスにおいて担任から卒業のための用件が説明され、その内容を理解したかどうかのアンケート調査を学生に対して実施した。その結果が、自己点検・評価委員会において報告されている。	再掲
	資料5-3-1-(5)-02 令和3年度自己点検・評価委員会会議資料		再掲
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準5

優れた点

秋田高専独自の取り組みとして「5か月間の長期海外技術研修を核としたくさび型グローバルエンジニア育成事業」を展開している。本校本科4学年のTOEICスコア平均点が平成26年度の349点から平成30年度は446点へ大きく上昇するなど抜きん出た成果を上げている（全国高専4年生の平均点は350点）。

資料5-1-2-(1)-03 外国語の基礎能力の育成に関する資料	再掲
--	----

改善を要する点

該当なし

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

- 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令（設）第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
■ なっている	資料6-1-1-(1)-01_令和3年度本科入学者募集要項 資料6-1-1-(1)-02_令和3年度編入学生募集要項 資料6-1-1-(1)-03_推薦による入学者選抜の面接内容が明示された資料(非公表) 資料6-1-1-(1)-04_推薦による入学者選抜の合格者判定方針(非公表) 資料6-1-1-(1)-05_学力検査による入学者選抜の面接内容が明示された資料(非公表) 資料6-1-1-(1)-06_学力検査による入学者選抜の合格者判定方針(非公表) 資料6-1-1-(1)-07_編入学生学力検査選抜の合格者判定方針(非公表) 資料6-1-1-(1)-08_令和2年度入学者選抜委員会議事要旨 資料6-1-1-(1)-09_学力検査による入学者選抜の合否判定資料(非公表) 資料6-1-1-(1)-10_推薦による入学者選抜の合否判定資料(非公表) 資料6-1-1-(1)-11_編入学生学力検査選抜の合否判定資料(非公表)	p. 2, p.4, pp7-8 p1, p.3 令和3年度 推薦による入学者選抜の面接時の質問事項 令和3年度 推薦による入学者選抜の合格者判定方針 令和3年度 学力検査による入学者選抜の面接質問事項 令和3年度 学力検査による入学者選抜の合格者判定方針 令和3年度 編入学生学力検査選抜の合格者判定方針 令和3年度入学者選抜委員会議事要旨(合格者判定にかかるもののみ) 訪問調査時閲覧資料 訪問調査時閲覧資料 訪問調査時閲覧資料	

観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	<p>◇検証の体制に関する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-01_APに沿った学生を受け入れているか検証する及び検証結果を改善に役立てる体制を明示する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-02_APに沿った学生を受け入れているか検証する及び検証結果を改善に役立てる体制を明示する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-03_APに沿った学生を受け入れているか検証する体制を明示する資料</p> <p>資料1-1-1-(2)-01_PDCAサイクル</p> <p>◇改善に役立てる体制に関する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-01_APに沿った学生を受け入れているか検証する及び検証結果を改善に役立てる体制を明示する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-02_APに沿った学生を受け入れているか検証する及び検証結果を改善に役立てる体制を明示する資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-04_APに沿った学生を受け入れているかの検証結果を改善に役立てる体制を明示する資料</p> <p>資料1-1-1-(2)-01_PDCAサイクル</p>	<p>入学者選抜委員会規則</p> <p>自己点検・評価委員会規則 第2条(3)</p> <p>アンケート対策実施専門部会要項</p> <p>令和3年度第1回自己点検・評価員会 資料</p>	
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	<p>◇検証を行っていることがわかる資料</p> <p>資料6-1-2-(2)-01_入学した学生が_APに沿っているかどうかの検証を行っているかが分かる資料</p> <p>資料6-1-2-(2)-02_入学した学生が_APに沿っているかどうかの検証を行っているかが分かる資料(入学者選抜委員会議事要旨)</p>	<p>令和3年度第1回分析評価委員会会議資料(新入生へのAPに関するアンケートの集計結果)</p> <p>面接において合格した学生がアドミッション・ポリシーに沿っているか確認している。</p>	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てるか。 ■ 改善に役立てている	<p>◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てる状況について、資料を基に記述する。</p> <p>資料6-1-2-(2)-01_入学した学生が_APに沿っているかどうかの検証を行っているかが分かる資料</p> <p>資料6-1-2-(2)-02_入学した学生が_APに沿っているかどうかの検証を行っているかが分かる資料(入学者選抜委員会議事要旨)</p> <p>分析評価委員会の検証・報告に基づいて自己点検・評価委員会で審議する。実際に入学した学生がAPに沿っているかどうかについて問題があると判断した場合は、入学者選抜委員会に改善の要請・提言を行う。</p>	<p>新入生へのAPに関するアンケートの集計結果は、7月初めに第1回分析評価委員会を開催し、入学した学生がAPに沿っているかどうか検証を行う。また、その審議結果を総括し、自己点検・評価委員会に報告する。</p> <p>検証結果から大きな問題ないと判断された。</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>

観点 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。
- (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。	◇学則の該当箇所		
■ 定めている	資料6-1-3-(1)-01 学生定員を学則で定めているかを明示する資料	秋田工業高等専門学校学則 第3章 第7条	
	資料6-1-3-(1)-02_1学級当たりの学生定員に関する方針がわかる資料	令和2年度 系配属方針、1学年保護者会での配布資料で、各系48人を上限とすることを明記	
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
■ 整備している	資料2-1-3-(1)-03 秋田工業高等専門学校入学者選抜委員会規則	学生の募集、入試、合否判定にかかる内容を把握し、改善に努める。	再掲
	資料1-1-1-(2)-02_自己点検・評価委員会規則	APなど教育研究活動に関する内容を点検、評価し、改善に努める。	再掲
	資料1-1-1-(2)-05 運営会議規則	学校運営全てに関する内容について把握し、改善に努める。	再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
■ 適正である			
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

- 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない

6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準6

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

- 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-1-(1)-01 「学習・教育成果の評価体制に関する資料」 資料7-1-1-(1)-02 「秋田工業高等専門学校教務委員会規則」 資料7-1-1-(1)-03 「秋田工業高等専門学校分析評価委員会規則」 資料7-1-1-(1)-04 「秋田工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」	体制はPDCAサイクルに基づく（資料7-1-1-(1)-01）。Plan：教務委員会（資料7-1-1-(1)-02），Do：各教員，Check：分析評価委員会（資料7-1-1-(1)-03），Action：自己点検・評価委員会（資料7-1-1-(1)-04）	
■ 整備している			
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料 資料7-1-1-(2)-01 「卒業認定の規則」 資料7-1-1-(2)-02 「成績評価の規則」 資料7-1-1-(2)-03 「卒業認定に関する会議の議事録」		
■ 把握・評価している			
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料7-1-1-(3)-01 「進級・原級留置の状況」 資料7-1-1-(2)-03 「卒業認定に関する会議の議事録」		再掲
■ 認められる			

<p>◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。</p> <p>学生には卒業認定方針が示され、成績評価法や卒業・進級要件が明示されている（資料7-1-1-(2)-01-02）。学習・教育の成果を把握・評価体制に加えて、継続的な改善も行っている（資料7-1-1-(1)-01-04）。その結果、過去5年間の留年率は1.5-3.9%、退学率は1.6-3.9%に留まっていることから（資料7-1-1-(3)-01）、一定の学習・教育の成果が認められる。</p>		
--	--	--

観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点 7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7-1-①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	<p>◇体制の整備状況がわかる資料</p> <p>資料7-1-1-(2)-01 「卒業認定の規則」</p> <p>資料7-1-1-(2)-02 「成績評価の規則」</p> <p>資料7-1-2-(1)-01 「秋田工業高等専門学校アンケート対応実施専門部会要項」</p> <p>資料7-1-1-(1)-03 「秋田工業高等専門学校分析評価委員会規則」</p> <p>資料7-1-1-(1)-04 「秋田工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」</p>	体制はPDCAサイクルに基づく（資料7-1-1-(1)-01）。Plan：教務委員会（資料7-1-1-(1)-02），Do：アンケート対応実施専門部会（資料7-1-2-(1)-01），Check：分析評価委員会（資料7-1-1-(1)-03），Action：自己点検・評価委員会（資料7-1-1-(1)-04）	再掲
■ 整備している	<p>資料7-1-1-(2)-01 「卒業認定の規則」</p> <p>資料7-1-1-(2)-02 「成績評価の規則」</p> <p>資料7-1-2-(1)-01 「秋田工業高等専門学校アンケート対応実施専門部会要項」</p> <p>資料7-1-1-(1)-03 「秋田工業高等専門学校分析評価委員会規則」</p> <p>資料7-1-1-(1)-04 「秋田工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」</p>		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	<p>◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p> <p>資料7-1-2-(2)-01 「卒業時の学生の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」</p> <p>資料7-1-2-(2)-02 「卒業時の学生（R1年度）の意見聴取結果に関する資料」</p>	第2条	再掲
■ 行っている	<p>資料7-1-2-(2)-01 「卒業時の学生の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」</p> <p>資料7-1-2-(2)-02 「卒業時の学生（R1年度）の意見聴取結果に関する資料」</p>	第2条(1)	再掲
(3) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	<p>◇把握・評価の実施状況がわかる資料</p> <p>資料7-1-2-(3)-01 「卒業生・進路先関係者の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」</p> <p>資料7-1-2-(3)-02 「H26卒業生の意見聴取結果に関する資料（R1年度）」</p>		再掲
■ 行っている	<p>資料7-1-2-(3)-01 「卒業生・進路先関係者の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」</p> <p>資料7-1-2-(3)-02 「H26卒業生の意見聴取結果に関する資料（R1年度）」</p>		再掲

(4) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。			
■ 行っている	資料7-1-2-(3)-01 「卒業生・進路先関係者の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」 資料7-1-2-(4)-01 「H26卒業生の進路先関係者の意見聴取結果に関する資料（R1年度）」 資料7-1-2-(4)-02 「分析評価委員会報告書」		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	<p>■ 認められる</p> <p>◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。</p> <p>学生・卒業生・進路先関係者にはアンケートを実施し（資料7-1-2-(2)-01, 資料7-1-2-(3)-01），その結果を分析評価し、対応策を計画する体制が整備されている（資料7-1-1-(1)-01-04, 資料7-1-2-(1)-01）。R1年度の意見聴取結果より（資料7-1-2-(2)-02, 資料7-1-2-(3)-02, 資料7-1-2-(4)-01），達成しようとする基本的な成果について学生、卒業生および進路先関係者の80-90%が「十分に達成できている」～「だいたい達成できている」と答えている。卒業生の"コミュニケーション能力"については65%程度と相対的に低いが、自己点検・評価委員会で対応策が検討されている（資料7-1-2-(4)-02）。</p>		

観点 7 - 1 - ③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	◇【様式2-4】卒業者進路実績表		
■ 認められる			

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。	過去5年間、就職率・進学率はほぼ100%で推移している。就職・進学先は各系の専門企業・理工系分野となっており、このことから本校が育成しようとする人材像に適した成果が得られている（様式2-4）。
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし		

基準7

優れた点		
進学率、就職率ともにほぼ100%を維持している。就職・進学先は各系の専門企業・理工系分野となっており、育成しようとする人材像に適した成果が得られている。☒		
	資料7-1-2-(4)-02 「分析評価委員会報告書」	再掲
	【様式2-4】卒業者進路実績表	
改善を要する点		
該当なし		

基準8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

- 観点1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 (リストから選択してください)	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		

観点8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 (リストから選択してください)	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		

観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料8-1-3-(1)-01_講義・演習・実験・実習のバランスが分かる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 各コースとも講義科目の割合がおよそ70%に設定され、演習が24%、実験と実習が6%に設定されている（資料8-1-3-(1)-01）。このことから、座学で得た知識を演習により深め、実験・実習で体験として身につけるカリキュラムが実現できており、適切である。	単位数をもとに算出	

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。 (複数チェック■可) <input type="checkbox"/> 教材の工夫 <input type="checkbox"/> 少人数教育 <input type="checkbox"/> 対話・討論型授業 <input checked="" type="checkbox"/> フィールド型授業 <input checked="" type="checkbox"/> 情報機器の活用 <input type="checkbox"/> 基礎学力不足の学生に対する配慮 <input type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携 <input type="checkbox"/> その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 資料8-1-3-(2)-01 学習指導上の工夫（フィールド型授業）が分かる資料 資料8-1-3-(2)-02 学習指導上の工夫（情報機器の活用）が分かる資料		
		◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

- 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 (リストから選択してください)	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		

観点8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	<p>◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所</p> <p>資料8-1-5-(1)-01 成績評価や単位認定に関する規定 (CP)</p> <p>資料8-1-5-(1)-02 成績評価や単位認定に関する規定 (授業科目履修規則)</p> <p>資料8-1-5-(1)-03 成績評価や単位認定に関する規定 (シラバス)</p>		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	<p>◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料</p> <p>資料8-1-5-(1)-02 成績評価や単位認定に関する規定 (授業科目履修規則)</p> <p>資料8-1-5-(2)-01 令和2年度第6回専攻科教務委員会議事要旨</p> <p>資料8-1-5-(2)-02 令和3年3月運営会議 (臨時) 議事要旨</p>		再掲
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	<p>◇学校として把握していることがわかる資料</p> <p>資料8-1-5-(1)-03 成績評価や単位認定に関する規定 (シラバス)</p> <p>資料8-1-5-(3)-01 授業時間以外の学修が分かる資料</p> <p>資料8-1-5-(2)-01 令和2年度第6回専攻科教務委員会議事要旨</p>	<p>学生の記録した「学習支援計画書」で必要な自学時間数をクリアしているかを確認したうえで、定期試験、レポート、小テストなどで成績評価している。専攻科教務委員会の成績会議において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを把握している。</p>	再掲

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料8-1-5-(1)-02 成績評価や単位認定に関する規定（授業科目履修規則） 資料8-1-5-(1)-03 成績評価や単位認定に関する規定（シラバス） 資料8-1-5-(4)-01 成績評価と単位認定の周知の取り組みが分かる資料	
		再掲
		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料 資料8-1-5-(5)-01 成績評価や単位認定の学生の認知状況が分かる資料 資料8-1-5-(5)-02 成績評価や単位認定の学生の認知状況が分かる資料 資料8-1-5-(5)-03 令和3年度第1回自己点検・評価委員会議事要旨	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料8-1-5-(6)-01 追試・再試の成績評価の規定が分かる資料	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料8-1-5-(7)-01 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が分かる資料 資料8-1-5-(7)-02 成績評価・出欠等についての異議申立書	
(8) 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） □ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 □ 模範解答や採点基準の提示 □ G P A の進級判定への利用 □ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他	資料8-1-5-(8)-01 答案返却を行っていることが分かる資料 資料8-1-5-(1)-03 成績評価や単位認定に関する規定（シラバス） 資料8-1-5-(8)-02 試験の解説と解答を行っていることが分かる資料 資料8-1-5-(8)-03 模範解答や採点基準の保管が分かる資料 資料8-1-5-(8)-04 試験レベルと3年間同一試験でないことが分かる資料 資料8-1-5-(8)-05 資料保管ならびに相互チェックが分かる資料	
		再掲

<p>◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。</p>	
<p>成績判定会議で成績判定資料を確認している。学生に対する答案の返却を行うよう、時間割を設定している。また、模範解答や採点基準は、保管資料として資料室に保存している。さらに、3年間同一試験でないことと試験レベルを確認している。以上の取り組みから成績評価や単位認定基準の客観性・厳格性を担保している。</p>	
<p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。</p>	

観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
■ 定めている	資料8-1-6-(1)-01_秋田工業高等専門学校学則第8章専攻科		
	資料8-1-6-(1)-02_修業年限が分かる資料		

(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-6-(3)-01 令和2年度第5回専攻科教務委員会議事要旨		
	資料8-1-6-(3)-02 令和3年2月運営会議（臨時）議事要旨		
	資料8-1-6-(3)-03 専攻科学生の進級が分かる資料		
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-6-(2)-02 秋田工業高等専門学校学則第8章専攻科		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-6-(5)-01 修了認定に関する規定の学生の認知状況が分かる資料		
	資料8-1-6-(5)-02 修了認定に関する規定の学生の認知状況が分かる資料		
	資料8-1-5-(5)-03 令和3年度第1回自己点検・評価委員会議事要旨		再掲

8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。

該当なし

評価の視点

8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。

観点 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
■ なっている	資料8-2-1-(1)-01 選抜方法が分かる資料		
	資料8-2-2-(1)-01 専攻科入学者選抜委員会規則		

観点8-2-② 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受け入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】

なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料 資料8-2-2-(1)-01 専攻科入学者選抜委員会規則 資料8-2-2-(1)-02 自己点検・評価委員会規則 資料8-2-2-(1)-03 アンケート対応実施専門部会要項 ◇改善に役立てる体制に関する資料 資料8-2-2-(1)-01 専攻科入学者選抜委員会規則 資料8-2-2-(1)-02 自己点検・評価委員会規則 資料8-2-2-(1)-04 改善のための体制が分かる資料（分析評価委員会規則） 資料8-2-2-(1)-05 検証および改善の体制に関する資料	体制はPDCAサイクルに基づく（資料8-2-2-(1)-05）。Plan：専攻科入学者選抜委員会（資料8-2-2-(1)-01），Do：各教員，アンケート対応実施専門部会（資料8-2-2-(1)-03），Check：分析評価委員会（資料8-2-2-(1)-04），Action：自己点検・評価委員会（資料8-2-2-(1)-02）	再掲
■ 整備している			再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料 資料8-2-2-(2)-01 入学した学生がAPに沿っていることが分かる資料 資料8-2-2-(2)-02 入学した学生がAPに沿っていることが分かる資料	面接において合格した学生がアドミッション・ポリシーに沿っているか確認している。 面接において合格した学生がアドミッション・ポリシーに沿っているか確認している。	再掲
■ 行っている			再掲

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 改善に役立てている	資料8-2-2-(2)-01 入学した学生がAPに沿っていることが分かる資料	検証結果から大きな問題はないと判断された。	再掲
	資料8-2-2-(2)-02 入学した学生がAPに沿っていることが分かる資料	検証結果から大きな問題はないと判断された。	再掲
	資料1-3-1-(2)-01 令和3年度度第1回自己点検・評価委員会議事要旨	アドミッション・ポリシーの見直し	再掲
	◆ 検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	面接時におおむねアドミッション・ポリシーに沿った学生が入学していることを確認しており、入学者選抜に関して大きな問題はない。アドミッション・ポリシーは適宜見直されている。		

観点 8 - 2 - ③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇学則等の該当箇所 資料8-1-6-(1)-01 秋田工業高等専門学校学則第8章専攻科		
			再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料8-2-2-(1)-01 専攻科入学者選抜委員会規則 資料8-2-2-(1)-02 自己点検・評価委員会規則		
			再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		

(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。	
■ 行っている	資料8-2-3-(4)-01_秋田工業高等専門学校専攻科改組準備委員会規則	
	2017年度から5年間の入学定員充足率の平均は、生産システム工学専攻が1.62倍、環境システム工学専攻が0.49倍となっているが、講義・研究施設などの教育には支障がなかった。令和元年より専攻科改組準備委員会にて改組について検討を重ねている。	

8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし		

評価の視点

8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

- 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力・資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料 資料8-3-1-(1)-01 専攻科教務委員会規則 資料8-2-2-(1)-03 アンケート対応実施専門部会要項 資料8-2-2-(1)-02_自己点検・評価委員会規則 資料8-2-2-(1)-04 改善のための体制が分かる資料（分析評価委員会規則） 資料8-2-2-(1)-05 検証および改善の体制に関する資料	体制はPDCAサイクルに基づく（資料8-2-2-(1)-05）。Plan：専攻科教務委員会（資料8-3-1-(1)-01），Do：各教員、アンケート対応実施専門部会（資料8-2-2-(1)-03），Check：分析評価委員会（資料8-2-2-(1)-04），Action：自己点検・評価委員会（資料8-2-2-(1)-02）	
■ 整備している			再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力・資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 資料8-1-5-(1)-02 成績評価や単位認定に関する規定（授業科目履修規則） 資料8-1-5-(2)-01 令和2年度第6回専攻科教務委員会議事要旨 資料8-1-6-(3)-01 令和2年度第5回専攻科教務委員会議事要旨		再掲
■ 把握・評価している			再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-1-6-(3)-03 専攻科学生の進級が分かる資料 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		再掲
■ 認められる	学生には修了認定方針が示されており、学習・教育・研究の成果を把握・評価する体制が整備されて継続的な改善が行われている。その結果、成績退学率は平成28年度が7.89%であったが、その後は0%で推移しており、一定の学習・教育・研究の成果が認められる（資料8-1-6-(3)-03）。		

観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点8-3-①同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	<p>◇体制の整備状況がわかる資料</p> <p>資料8-3-2-(1)-01 自己点検・評価実施要項</p> <p>資料8-3-2-(1)-02 アンケート対応実施専門部会要項</p> <p>資料8-3-2-(1)-03 分析評価委員会規則</p> <p>資料8-3-2-(1)-04 専攻科教務委員会規則</p> <p>資料8-2-2-(1)-05 検証および改善の体制に関する資料</p>		
■ 整備している			再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	<p>◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p> <p>資料7-1-2-(2)-01 「卒業時の学生の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」</p> <p>資料8-3-2-(2)-01 秋田高専の教育全般に関するアンケート集計</p>		再掲
■ 行っている			
(3) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	<p>◇把握・評価の実施状況がわかる資料</p> <p>資料7-1-2-(3)-01 「卒業生・進路先関係者の意見聴取結果に関する資料（R2年度）」</p> <p>資料8-3-2-(3)-01 令和2年度第1回分析評価委員会議事要旨</p> <p>資料8-3-2-(3)-02 令和2年度第1回分析評価委員会資料</p> <p>資料8-3-2-(3)-03 令和2年度分析評価委員会報告書</p>		再掲
■ 行っている			
(4) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	<p>◇把握・評価の実施状況がわかる資料</p> <p>資料8-3-2-(3)-01 令和2年度第1回分析評価委員会議事要旨</p> <p>資料8-3-2-(3)-02 令和2年度第1回分析評価委員会資料</p>		再掲
■ 行っている			再掲

	資料8-3-2-(3)-03_令和2年度分析評価委員会報告書	再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。		
■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。	
	修了時学生、修了生、および就職先のアンケートの作成と実施を行っており、おおむね良好な評価を得ていることから学習・教育・研究の成果が認められる。	

観点8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇【様式2-4】修了者進路実績表		
■ 認められる			
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。			
■ なっている	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	大学院への進学率・就職率は5年間100%を堅持しており、学習・教育の成果が表れている。主な進学先には理工系大学院、主な就職先には製造業に就職している。これらの進学先や就職先から、社会の変化や多様なニーズに対応できるよう、高度な専門知識と技術を教授研究し、創造性と研究開発能力を兼ね備え、ものづくり・システムづくりを先導でき、かつ国際的に通じる英語力を有した実践的専門的技術者の育成に適していると判断できる。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

- 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	◇学位取得状況がわかる資料 資料8-3-4-(1)-01 学位取得状況が分かる資料		
■ 認められる			

8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

大学院進学と就職率は専攻科設置以来ほぼ100%を維持しており、教育機関や産業界からの要請に応じた人材育成の体制が整っていると判断できる。

	◇【様式2－4】修了者進路実績表 資料8-3-2-(3)-02 令和2年度第1回分析評価委員会資料		
			再掲

基準8

優れた点

平成6年に専攻科が設置されて以来、就職と大学院への進学は100%を継続している。社会のニーズに応え、新たなものづくり基盤技術に挑戦できる技術者を養成できている。

	◇【様式2－4】修了者進路実績表 資料8-3-2-(3)-02 令和2年度第1回分析評価委員会資料		
			再掲

改善を要する点

該当なし
